

5 月定例教育委員会会議録

開催年月日	平成22年5月21日（金）
開催時間	午前10時00分
開催場所	本館6階 大会議室
出席委員	篠原 委員長 百瀬 委員長職務代理者 山本 委員 安藤 委員 中原 委員（教育長）
出席職員	岡村教育次長兼学校教育部長・浦上教育推進担当部長・奥田教育委員会事務局理事・森田学校教育部次長・万代学校教育部次長・橋本学校教育部次長兼施設管理課長・松井生涯学習部次長兼生涯学習スポーツ課長・岸本生涯学習部次長兼文化財課長・西崎総務人事課長・網中教育政策課長・田中学務給食課長・蘆原指導課長・浅野教育サポートセンター所長・岩下人権教育課長・大谷八尾図書館長

【篠原委員長】 皆さん、おはようございます。ただいまより5月定例教育委員会を開催いたします。

なお、本日は審議事案が5件予定されておりますが、その他として、教員人事権の権限移譲について議論を行いたいと思いますので、議事進行にご協力をお願いいたします。

【篠原委員長】 それではまず、4月臨時教育委員会の会議録の承認について審議いたします。委員の皆様方、何かご質疑ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【篠原委員長】 全委員異議なしと認めます。よって、4月臨時会会議録について承認と決しました。

【篠原委員長】 次に、4月定例教育委員会会議録の承認について審議いたします。委員の皆様方、何かご質疑ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【篠原委員長】 全委員異議なしと認めます。よって、4月定例会会議録について承認と決しました。

【篠原委員長】 それでは、次に委員長報告を私から行います。

(委員長報告)

5月17日(月)	午前10時から、定例教育委員協議会に出席。
5月18日(火)	午後1時30分から、府都市教育委員会連絡協議会定期総会に出席。

【篠原委員長】 引き続き、教育長報告を中原教育長からお願いいたします。

(教育長報告)

4月22日(木)	午後2時から、府都市教育長協議会役員会及び定例会に出席。
4月23日(金)	午後6時30分から、八尾経営・技術交流会定期総会に出席。
4月24日(土)	午前10時から、いけばな東洋未生流40周年記念華展式典に出席。
4月27日(火)	午前11時30分から、近畿都市教育長協議会役員会、定期総会及び役員選考委員会に出席。
4月28日(水)	午後3時30分から、行財政改革推進本部会議に出席。
5月6日(木)	午前10時から、社会を明るくする運動推進委員会に出席。
5月10日(月)	午後1時から、八尾市史編纂委員会議に出席。
5月11日(火)	午前9時から、部長会及び八尾市新型インフルエンザ危機管理対策本部会議に出席。
5月13日(木)	午前9時から、全国都市教育長協議会定期総会・研究大会三沢大会(第1日目)に出席。
5月14日(金)	午前9時から、全国都市教育長協議会定期総会・研究大会三沢大会(第2日目)に出席。
5月17日(月)	午前10時から、定例教育委員協議会に出席。
5月18日(火)	午前10時から、指導主事研修会に出席。 午後3時15分から、八尾市人権教育研究会総会に出席。
5月19日(水)	午前9時30分から、八尾市・ベルビュー市姉妹都市提携40周年記念碑除幕式に出席。
5月20日(木)	午後1時から、市議会5月臨時会本会議に出席。 午後7時30分から、体育連盟理事会に出席。

【篠原委員長】 委員の皆様方から他に何か活動について報告することあれば、よろしくお願いします。

ございませんか。

教育長の日程は相変わらずお忙しいですが、5月19日のことでお聞きします。ベルビュー市との姉妹都市提携のことは知っていますが、記念碑はどこにできたのですか。

【中原教育長】 本町3丁目の公園です。そこには嘉定区との記念碑やベルビューの庭がありますが、40周年記念ということで末永く友好関係を保とうという意味で、そこに記念碑が造られました。

【篠原委員長】 一度、私も見に行きたいと思います。

それでは、他に報告がないようですので、次に進ませていただきます。

{ 議 案 審 議 }

【篠原委員長】 それでは、議案の審議に入ります。

5月の議案	
議案第15号	八尾市就学支援委員会委員の委嘱または任命の件
議案第16号	八尾市立市民運動広場設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定の件
議案第17号	八尾市立市民運動広場設置条例施行規則の一部改正の件
議案第18号	各種審議会等委員の委嘱または任命の件
議案第19号	八尾市教育委員会の人事について臨時代理承認の件

【篠原委員長】 本日は、教育長による臨時代理の承認に関する議案がございますので、議事進行の都合により、まずこの案件から審議したいと思います。

議案第19号「八尾市教育委員会の人事について臨時代理承認の件」について審議いたします。提案理由を西崎課長より説明願います。

【西崎総務人事課長】 それでは、ただいま議題となりました議案第19号「八尾市教育委員会の人事について臨時代理承認の件」についてご説明いたします。

本件につきましては、平成22年5月17日付で本市教育委員会事務局学校教育部に次長として主事 万代辰司の異動発令をするにつき、急を要したため、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、平成22年5月14日付で教育長が臨時に代理をしましたので委員会の承認を求めるものでございます。

【篠原委員長】 ただいま提案理由の説明がありましたが、委員の皆様方、何かご質問ございますか。

ないようですので、採決に移らせていただきます。議案第19号につき、承認することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【篠原委員長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第19号「八尾市教育委員会の人事について臨時代理承認の件」について、承認することに決しました。

【篠原委員長】 次に、議案第15号「八尾市就学支援委員会委員の委嘱または任命の件」について審議いたします。提案理由を浅野所長より説明願います。

【浅野教育サポートセンター所長】 それでは、ただいま議題となりました議案第15号

「八尾市就学支援委員会委員の委嘱または任命に関する件」についてご説明いたします。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第14号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由ですが、八尾市就学支援委員会規則第5条による委員の任期2年の満了に伴い、平成22・23年度の新たな委員を委嘱または任命する必要があるため、本案を提出するものでございます。

新たな委員候補者についてご説明いたしますので、「平成22・23年度八尾市就学支援委員会委員名簿（案）」をご覧ください。

第1号委員の医師4名につきましては、平成20・21年度から引き続き委員を委嘱するものでございます。

次に、第2号委員の本市教育職員のうち、尾上委員は東委員の退職により、また宮本委員は植野委員の校長会の分掌の変更に伴い、新たに委嘱するものでございます。

次に、第4号委員の大阪府立特別支援学校に勤務する職員のうち、藤井委員は大本委員の異動に伴い新たに委嘱するものでございます。

次に、第5号委員の関係行政機関の職員として、満永委員につきましては、教育委員会指導課指導主事であり、今年度新たに任命するものでございます。

次に、第6号委員の教育委員会が適当と認める者のうち、茅野委員、上原委員、東委員は旧委員の自己都合により新たに委嘱するものでございます。

なお、任期は平成22年6月1日から平成24年5月31日まででございます。

以上、はなはだ簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【篠原委員長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様方、何かご質疑ございますか。

【安藤委員】 第6号委員として、新規に3名を委嘱するとのことですが、6名という人数は昨年度から変わりはないのですか。

【浅野教育サポートセンター所長】 第6号委員につきましては、現在も6名の委員を委嘱しております。第6号委員は、相談部会ということで、実際に保護者や子どもたちに対して指導していただく委員でございまして、現在は6名中5名の委員に相談委員をさせていただいております。今回は、第6号委員の6名の方と、第2号委員の尾上委員、奥田委員に相談委員をお願いしているところでございます。相談部会は現在より1名増という体制で対応してまいりたいと考えております。

【百瀬委員長職務代理者】 特にこの委員会で課題となっている点、またこれまでしてこられた実績等が色々あると思いますので、それを教えていただきたいと思います。

【浅野教育サポートセンター所長】 就園・就学の相談につきましては、我々が一番大切にしておりますのは、保護者の想いを受けとめて、また寄り添いながら、丁寧な相談をし

ていくということでございます。また、子どもたち本人にとってよりよい教育環境、また、よりよい支援というのは何かということを見つけていくことが重要であると考えております。

【百瀬委員長職務代理者】 自分も教育現場に携わっていたときには、通常学級への就学を希望するケース、また、特別支援学校を希望するケース等様々なケースがありました。相談業務をする中で保護者のニーズを十分聞くということは分かっていますが、各教育現場との関わり方というのはどのようにされているのですか。

【浅野教育サポートセンター所長】 特徴的な傾向としては、保護者には支援学校よりも地域の学校を、また、支援学級よりも通常学級を望まれるケースが多いということはあると認識しております。また、地域の子どもたちに囲まれながら、あるいは地域の子どもたちと関わる中でお子さんの成長を期待されているということがあると思っておりますが、そのお子さんにとってよりよい支援とは何かを共に考えていく中で、支援学校がいいのか支援学級がいいのかといったことは、学校とも十分に協議しながら相談を進めているところでございます。

【百瀬委員長職務代理者】 非常に実績のある委員会でありますので、今後とも子どもたちや保護者に向けて十分に支援していただきたいと思います。

【篠原委員長】 他にないようですので、採決に移らせていただきます。議案第15号につき原案を適当と認めることにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【篠原委員長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第15号「八尾市就学支援委員会委員の委嘱または任命の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

【篠原委員長】 次に、議案第16号「八尾市立市民運動広場設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定の件」について審議いたします。提案理由を松井次長より説明願います。

【松井生涯学習部次長】 それでは、ただいま議題となりました議案第16号「八尾市立市民運動広場設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定の件」についてご説明いたします。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由ですが、大阪府の治水対策事業として新家町調節池の整備事業が平成22年3月に完了し、上部を市民運動広場として市民に提供するに当たり、平成22年3月31日に公布されました八尾市立市民運動広場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める

ものでございます。

内容としましては、施行期日を平成22年7月1日とするものでございます。

以上、誠に簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【篠原委員長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様方、何かご質疑ございますか。

【安藤委員】 先日、この運動広場を委員全員で見学しました。7月から施行するという事で、実際にそこでどういうことができるのかということについて、市民に十分周知されているかどうかは気になるところですが、いかがですか。

【松井生涯学習部次長】 新家町市民運動広場のPRにつきましては、「市政だより」等でもお知らせしております。広さにつきましては約72×62m程度で、広過ぎないし狭過ぎないという規模ですので、フットサルや、少年サッカーあるいは少年ラグビーの練習、またゲートボールもできるということでPRをしているところでございます。

【篠原委員長】 私は、一番の課題はアクセスだと思いますが、それについてはどのように考えておられるのか、使用する団体に任せるといふようにするのかどうかをお聞きしたいと思います。

【松井生涯学習部次長】 場所に関しては、八尾市と東大阪市の境界近くで、どちらかといえば端に位置しますので、アクセスはどうしても自動車あるいは自転車になると思います。ただ、この施設には、他の運動広場にはない立派な駐車スペースがございます。また、管理棟の裏に駐輪場も設けております。

駐車場につきましては、一定の時間に車を入れて、一定の時間に解散されるということであれば、想定している台数よりも若干多い台数を駐車できると考えておりますので、今後、アクセスについては十分ご案内できるように検討していきたいと思います。

【篠原委員長】 「市政だより」にも載せてPRに努めておられると思いますが、せっかくあれだけの施設を造ったのですから、使用を促すようなPR活動にこれからも努めていただきたいと思います。

それでは、他にないようですので採決に移らせていただきます。議案第16号につき原案を適当と認めることにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【篠原委員長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第16号「八尾市立市民運動広場設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

【篠原委員長】 次に、議案第17号「八尾市立市民運動広場設置条例施行規則の一部改正の件」について審議いたします。提案理由を松井次長より説明願います。

【松井生涯学習部次長】 それでは、ただいま議題となりました議案第17号「八尾市立市民運動広場設置条例施行規則の一部改正の件」についてご説明いたします。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

新家町市民運動広場については、指定管理者による管理とするまでの間、その管理運営を教育委員会において行う必要があります、そのため八尾市立市民運動広場設置条例施行規則の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、参考資料に基づいて説明させていただきますので、参考資料をご覧ください。

まず、管理運営方法について、現行は「指定管理者」となっておりますが、新家町市民運動広場については「教育委員会」と規定するものでございます。また、それに伴う予約・案内システムの取扱いでは、新家町市民運動広場については「適用除外」とし、使用料については、新家町市民運動広場は教育委員会が管理するため、「使用料」と規定するものでございます。

これらの改正を行うため、八尾市立市民運動広場設置条例施行規則の附則に第4項として1項を加え文言の整理を行い、附則において施行期日を定めるとともに、予約・案内システムの適用除外を規定するため、八尾市立生涯学習施設の予約・案内システムに関する規則の一部改正について規定するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【篠原委員長】 ただいま提案理由の説明がありましたが、委員の皆様方、何かご質疑ございますか。

【安藤委員】 予約・案内システムについて、どのように変わっていくのかを教えてくださいと思います。

【松井生涯学習部次長】 現在、本市が所管している体育施設等につきましては、予約・案内システムとして、インターネットでも予約していただけるシステムを構築・稼動しております。このシステムは、稼動から年数が経っていてかなり老朽化してきていることと、これ以上の増量は困難であることから、現在、今以上に大きな容量で、今後の施設の増加にも十分対応していくことのできる新しいシステムを構築していく作業を進めており、平成23年度から稼動させていく予定でございます。

【百瀬委員長職務代理者】 運動広場を使うに当たって、飲食の問題が出てくると思います。ジュースの自動販売機は置くとのことですが、他のことについてはどのようにお考え

なのか、また喫煙の問題についての管理はどうか、また、見学に行かせていただいたときには足洗い場等がなかったようですが、水についてはどのようにお考えなのか、その点を具体的に説明願いたいと思います。

【松井生涯学習部次長】 まず、食べ物につきましては、持ち込みをして現場で飲食等をなさることは、当然想定されるところでございます。ただ、ごみ等については、持ち込んだものは持ち込んだ方が責任を持って持ち帰っていただくというのが原則と考えております。自動販売機については、現在設置の準備を進めておりますが、防犯等の問題もございまして、管理棟の中に設置したいと考えております。

また、たばこにつきましては、具体的な場所については今後考える必要がありますが、他の運動広場と同様、決められたところで吸っていただくように検討しているところです。

最後に、土のグラウンドですので、グラウンドが軟弱なときに使った場合等に土がつくことが当然想定されます。これにつきましては、水が必要であるという事態も想定されます。現在、外に水の出る装置もございまして、そういったものを活用しながら改良していけるように検討していきたいと考えております。

【安藤委員】 土のグラウンドですので、使用する場合には泥だらけになることもあると思います。その点は、運営管理において十分に配慮していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【松井生涯学習部次長】 指定管理者による管理運営とするまでは教育委員会で直営といたします。ただ、実際に我々が現場に行き管理するわけにまいりませんので、委託いたしますが、使っていただく方にご迷惑がかからないように、十分管理できるよう努めてまいりたいと考えております。

【山本委員】 ここを管理していただく方は1名ですか。

【松井生涯学習部次長】 使用の申し込み等につきましては、生涯学習スポーツ課で受付をいたしますので、曙町など他の運動広場の状況を見ましても、現場の整備等に携わる管理人については1名で十分であると考えております。

【山本委員】 例えば子どもたちだけで利用する場合、やはり大人がついて行かないといけないのですか。

【松井生涯学習部次長】 スポーツ施設ですので、普通は、必ず保護者や責任者等、責任をもって練習に携わる方がいらっしゃいます。そういった意味で、子どもたちだけで登録して使うということはほぼないと考えております。

【篠原委員長】 それでは、他にないようですので、採決に移らせていただきます。議案第17号につき原案を適当と認めることにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【篠原委員長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第17号「八尾市立市民運動広場設置条例施行規則の一部改正の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

【篠原委員長】 次に、議案第18号「各種審議会等委員の委嘱または任命の件」について審議いたします。提案理由を松井次長より説明願います。

【松井生涯学習部次長】 それでは、ただいま議題となりました議案第18号「各種審議会等委員の委嘱または任命の件」についてご説明いたします。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第14号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由ですが、各種審議会等の委員については、それぞれの設置目的に沿いまして、条例、規則あるいは要綱等の規定を定めて選任・委嘱等を行っているところでございます。この度、委員の任期満了、または各種団体や市議会等の役員改選等によりまして、委員の変更がございまして、それらに基づき新たに委員の委嘱または任命を行う必要があるため、ご提案いたすものでございます。

①につきましては、任期満了に伴う八尾市社会教育委員、八尾市図書館協議会委員、八尾市立歴史民俗資料館運営委員会委員の選任・委嘱でございます。

②につきましては、各種団体及び市議会選出委員等の役員改選等による一部委員の変更に伴う八尾市立スポーツ施設運営審議会委員、八尾市生涯学習センター学習プラザ運営審議会委員の選任・委嘱でございます。

それでは、各委員の選任・委嘱等の内容につきまして、各委員の「候補者名簿（案）」に基づき、順次ご説明いたします。

はじめに、八尾市社会教育委員でございますが、市議会の役員改選による選出委員1名を除く9名の委員は再任委嘱でございます。新たに委嘱をお願いする委員としては、市議会選出の長野昌海氏にかわり谷沢千賀子氏でございます。任期につきましては、平成22年6月1日から平成24年5月31日までの期間でございます。

次に、八尾市図書館協議会委員でございますが、市議会選出委員1名、社会教育関係者2名とその他教育委員会が必要と認める者1名を除く8名の委員は再任委嘱でございます。新たに委嘱をお願いする委員としては、市議会選出の議員のうち、越智妙子氏にかわり大野義信氏、社会教育関係者のうち、村尾佳代子氏にかわり北田信吉氏、中浜多美江氏にかわり坂上弘子氏、その他教育委員会が必要と認める者のうち川口紀子氏にかわり米澤淳子氏でございます。任期につきましては、平成22年6月1日から平成24年5月31日までの期間でございます。

次に、八尾市立歴史民俗資料館運営委員会委員でございますが、学識経験者1名、市議会選出委員1名、市民代表者1名を除く7名の委員は再任委嘱でございます。新たに委嘱をお願いする委員としては、学識経験者のうち、藪田貫氏にかわり高橋隆博氏、市議会選出の議員のうち、小林貢氏にかわり内藤耕一氏、市民代表者のうち、久野千代子氏にかわ

り角倉泰子氏でございます。任期につきましては、平成22年6月1日から平成24年5月31日までの期間でございます。

次に、一部委員の変更に伴い委嘱または任命を必要とする委員についてご説明いたします。八尾市立スポーツ施設運営審議会委員でございますが、新たに委嘱をお願いする委員としては、内藤耕一氏にかわり田中裕子氏でございます。任期につきましては、平成22年5月21日から平成23年5月31日までの残任期間でございます。

次に、八尾市生涯学習センター学習プラザ運営審議会委員でございますが、新たに選任・委嘱をお願いする委員は市議会選出の議員のうち、柏木順子氏にかわり益田愛幸氏、大野義信氏にかわり杉本春夫氏、伊藤輝夫氏にかわり井上依彦氏、八尾市校長会の役員の改選に伴い磯島秀樹氏にかわり大畑行男氏、中川章氏にかわり上村清氏の5名の方々でございます。任期につきましては、平成22年5月21日から平成22年9月30日までの残任期間でございます。

以上、誠に簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【篠原委員長】 ただいま提案理由の説明がありましたが、委員の皆様方、何かご質疑ございますか。

ないようですので採決に移らせていただきます。議案第18号につき原案を適当と認めることにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【篠原委員長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第18号「各種審議会等委員の委嘱または任命の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

{ 報 告 事 項 }

【篠原委員長】 それでは、次に報告事項に移らせていただきます。

まず、損害賠償に関する和解について、西崎課長より報告願います。

【西崎総務人事課長】 損害賠償に関する和解について、ご報告いたします。

平成19年10月15日に本市小学校において発生した学校事故に係る損害賠償に関し和解するについて、特に急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成22年4月28日に市長の専決処分を行い、同条第3項の規定により、5月市議会臨時会でその承認をいただいたものでございます。

本件事故の概要であります。平成19年10月15日午後1時20分頃、市立小学校の校舎の廊下において、同校の2人の児童がふざけ合い、そのうちの1人の児童をもう1人の児童が追いかけたところ、追いかけられた児童が教室から出てきた女子児童と衝突したため女子児童が転倒し、上の前歯2本を打撲し、両側上顎中切歯外傷性歯冠破折及び両側上顎中切歯歯牙脱臼の被害を受けたものであります。

女子児童におかれましては、歯根治療に相当の期間を要し、平成22年3月16日に治療するに至ったものでありますが、18歳時に再度差歯治療を予定しているものでございます。

和解の主な内容としましては、本市は本件事故の発生につき責任があることを認め、相手方に対し、本件事故に係る損害賠償として、独立行政法人日本スポーツ振興センターから支払われる給付金を除いた金552,700円の支払義務のあることを認め、その支払方法を定めるほか、本件事故に関してはこの和解契約に定める事項を除き、相互に何ら債権債務のないことを確認するとともに、双方とも裁判上または裁判外において、一切異議及び請求の申立てをしないことを誓約するものでございます。なお、本件和解金額相当分につきましては、本市が加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険から全額補填を受けるものでございます。

このような事故を起こし、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。学校事故の防止につきましては、今後一層の注意、指導を重ねてまいる所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

【篠原委員長】 ただいまの報告に関しまして、委員の皆様方、何かご意見ございませんでしょうか。

ないようですので、次に移りたいと思います。

【篠原委員長】 それでは次に、会議の冒頭にも申し上げました教員人事権の権限移譲について意見を出し合いたいと思いますが、まず網中課長より報告をお願いしたいと思います。

【網中教育政策課長】 それでは、教員人事権の権限移譲について、経過も含めてご報告いたします。

従前より、教育委員協議会において情報提供並びにご議論いただいておりますが、本市では、これまでにも大阪府等からの各種権限移譲について、市民に最も近い基礎自治体として市民サービスの向上を図るため、受け入れを進めてきたところでございます。今回の教員人事権につきましても、大阪府がこれまで権限移譲の対象事務として検討してきたものに追加し、新たに市町村に移譲を提案する項目として準備を進めており、本市及び市教育委員会事務局と緊密に連携をとりながら、広域連携も視野に入れて研究・検討を進めてきたところであります。そのような中、大阪府内の北摂5市町や本市の周辺自治体において、教員人事権の移譲を受け入れていく方向性が示されたこともあり、本市と柏原市、東大阪市の3市の市長が意見交換を行い、3市での広域連携による権限移譲を進めていくことについて、それぞれの市において検討を行うことになったものでございます。

つきましては、教育行政は本市の将来を支える重要な柱の1つであり、現時点において、市としては、八尾市、柏原市、東大阪市の3市が連携し、教員人事権の権限移譲を前向きに受け入れていくとの方向性のもとに、教育委員会に対して意見を求められているところでございます。

【篠原委員長】 今の報告に関しまして、教育長から何か補足説明はございますか。

【中原教育長】 平成17年に国の中央教育審議会での動きがあり、話題には上ってまいりました。そのままで推移してきた中で、北摂の3市2町がプロジェクトチームをつくって検討していくという段階に入り、本市としても、どのように進められるのか、あるいは何が課題なのかといったことを検討していこうという段階であり、事務局内では課題抽出を進めてきたところです。

物事には全てメリットとデメリットがありますので、そのデメリットが克服できるのか、また、メリットとデメリットを考えたときに子どもたちにとっていいことなのか、それによって八尾市の教育を発展させられるのかといったことを中心において検討していかなければならないのですが、近隣の市とどのように連携していくのかも課題になっています。

この件について教育委員の間で議論を深める中で、進んでいく方向、あるいは研究すべき方向を見出していければと考えているところです。メリットはあるものの、当然デメリットもありますし、克服しなければならない課題や不安があるのも事実ですが、忌憚のない意見を出し合いながら、次への方向性を出していきたいと考えています。

【篠原委員長】 今日、忌憚のない意見を出していただいて、討議を深めていく場だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【安藤委員】 今回、新聞等でこれについて報道されましたが、私自身、これまでの国の動きや大阪府の動き、また、八尾市としてはいつ頃からこのことを検討していたのかといったことが整理できていませんので、まずはそういったことを教えていただきたいと思ひます。

【網中教育政策課長】 国の動きとしましては、地方分権改革推進委員会という組織がございまして、その第1次勧告等においても、生活者の視点に立った地方制度の確立という大きな目標のもと、権限移譲の項目が示されております。特に地方自治体が権限移譲を行うべき事務として、教員の人事権につきましても、基礎自治体が受けていくべき事務として検討すべきということが示されております。そのような流れの中で、本来、国では中核市に先行して移譲するという意向でしたが、大阪府等の動きの中で、自治体が広域で権限を受けていくのもどうかということから、知事と文部科学大臣の話し合いにより、広域でも受けていけるのではないかということになり、現在、大阪府において、それを実現すべく特例条例の検討が進められているというのが大きな流れでございまして。

【百瀬委員長職務代理者】 これから話を進めていくわけですが、流れに巻き込まれることなく、八尾市として十分に今後検討して進めていくべきと考えております。

採用という面を考えれば、大阪市では、大阪府とは独自に教員の採用を長年続けてこられておりますので、大阪市の採用と大阪府の採用についてはどのようなになっているのか、分かるようであれば教えていただきたいと思ひます。

【森田学校教育部次長】 大阪府と大阪市の他に、堺市も政令市になりましたので、独自

に採用しております。堺市の場合、政令市になる前に、堺市の職員が大阪府に出向して1年程度業務を経験し、政令市になった後は、しばらく大阪府と堺市と合同で採用を行い、その後は、堺市が単独で採用しているというように記憶しております。

【百瀬委員長職務代理者】 各政令市では単独で採用しているとのことですが、大阪市や堺市で行っていることと同様のことを本市としても行っていくことになるのですか。

【森田学校教育部次長】 現在のところ、どのように権限移譲が行われるかということは、まだ私どもも掴んでおりませんので、今後どのようにしていくのか、また、例えば中河内3市による連携なのか、それとも他の市も合同で行うのかも含めて、今はまだ研究・検討段階という状況でございます。

【百瀬委員長職務代理者】 教育に「メリット」「デメリット」という言葉は使ってはいけないと思いますが、良い面もあるでしょうし、課題もあると思います。却って子どもたちに対してマイナス面が出てしまうようなことがあってはならないと考えますので、それを十分検討していく中で、どのような良い面・悪い面があるのかも十分に考えていきたいと思っています。特に、進めるに当たって財源については大変重要なポイントになってくるとは思いますが、この点はどのようにお考えですか。

【網中教育政策課長】 権限移譲を進めるに当たっては、財源がしっかり確保されることは本当に重要であると考えております。

【安藤委員】 大阪府知事は、権限移譲には50～60万人が適正規模という発言をされていると聞きましたが、例えば、北摂の3市2町の人口を見ますと約66万人で、今回新聞に出ましたように、八尾市がこれから一緒に取り組んでいく中河内の場合は、約75万人という規模になります。権限移譲については、単に人事権という名目だけで行動していくのではなく、もっと大きく捉えて、八尾市の子どもたちのために、いろんな先生に来ていただけるということが非常に大事だと思っておりますが、そういった面での利点について教えていただきたいと思っております。

【浦上教育推進担当部長】 この権限移譲は非常に重みがあると思います。権限移譲によって、八尾市として、今の本市の教育課題をいかに解決していくか、また広域に東大阪市あるいは柏原市とどのように教育課題を解決していくかの方策の1つとして教員人事権の移譲の研究をしていきたいと考えております。

いじめ・不登校の対策といったことは、大阪府下同じような状況ですが、特に本市の場合は外国籍の子どもたちもたくさんおります。そういう子どもたちの指導に関して一例を挙げますと、中国語やベトナム語を話すことのできる教員を市として採用できるのではないかと考えられます。また、いじめ・不登校でも、専門で研究されている方や、あるいは実際に活動して子どもたちを救ってきたような方を独自に採用できるのではないかとメリットもあると考えております。市としての権限移譲がどのような扱いなのか

については、それが八尾の子どもたちにとって本当によいものになるように考えていきたいと思っております。

【山本委員】 いじめの問題や外国人生徒への対応等の面で優秀な人材を八尾市で確保できる可能性が高いとのことで、私もそれはすごくいいことだと思いますが、人員確保についてはどこの市も必死になると思っていますので、そういったときに、人材を見極める目を持つことが非常に大事なことであり、また難しいことだと思います。メリットもあると思いますが、一方で自治体によって格差が広がるのではないかという危惧もありますので、待遇等も考えていくと、やはり慎重に検討していかないと怖い面があるのではないかと思います。

【浦上教育推進担当部長】 大阪府下で教員の取り合いが始まってしまうことで、本市の採用希望者が減るといった状況が生じることも考えられると思います。ですから、私どもも大きな視点で今後考えて、そういった格差ができるだけ生じないように方策を考えていきたいと思っております。

私なりに色々と考えてみましたが、本市の場合は大阪教育大学と今までから十分な連携を図っております。近辺の大学とも協議していきながら、デメリットになる部分を解消していけるように方策を考えていきたいと思っております。

【安藤委員】 先程、より専門的な方に教員として来ていただくことができるという説明がありましたが、小学校と中学校との連携がとれていることはこれからの時代に当たり前になってくると思いますので、免許についても両方の免許をお持ちの方に来ていただくことも可能なのではないかと思います。そういった意味でも、大学との連携を今後もっと進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【浦上教育推進担当部長】 今、本市では小・中学校の連携を大切にしようということで、今年度の教育重点目標でも提示しております。あるいは、幼稚園や保育所と小学校との連携で段差を低くするという取組みも現在行っていますが、この権限移譲によって、小・中学校の両方の免許を持つ教員や、幼稚園と小学校の免許を持っている教員を独自に採用することも考えられるのではないかと思います。

【百瀬委員長職務代理者】 柏原市、東大阪市、八尾市の3市が広域で進めていくという報道がありましたが、八尾市としては3市による連携のみを考えているのか、本市単独ということもあり得るのか、または他の市との連携もあり得るのか、それによって今後の考え方や課題の取り組み方が変わってくると思います。その点を聞かせていただきたいと思います。

【岡村教育次長】 事務局におきましては、北摂でこういう動きが出てまいりました段階で、八尾市単独で教員人事権の移譲を受けられないかについても研究・検討してまいりました。ただ、大阪府の担当者によりますと、単独の市への移譲は今のところ考えておらず、

広域連携で考えているとのことでございます。東大阪市は中核市で、国では中核市には移譲していこうという意向であります。従前から中河内地区3市では広域行政で連携してまいったわけですが、それぞれの市で抱えている課題も色々あるかと思えます。今回は、柏原市の市長から本市の市長に協力の要請があったことを踏まえて市でも検討いたしました。今のところ大阪府の見解が1市単独では移譲しないということでございますので、3市で連携して権限移譲について考えていくというところでございます。

東大阪市は本市よりも、組織も人口も倍ぐらいの規模がありますので、3市で協議する中で本市の主体性が埋もれないように考えていきたいと思っています。とりわけ東大阪市は組織も大きいので、東大阪市のリーダーシップに本市が埋没しないように、独自性を発揮できるような連携を考えているところでございます。

【百瀬委員長職務代理者】 個人的には、八尾市単独ということが考えられるならば、そういう方向で進められればいいという気持ちを持っております。しかし、3市による連携とするならば、そうすることでの教育に対する課題を十分に検討しながら進めていかなければならないと思います。

「これを行うことで子どもたちにとっていい教育をする」ということを根底にすえて、そのことを忘れないように進めていかなければなりません。今の市町村と大阪府との現状を見ると、今でも教員採用については各市が取り合いになっているような状況があります。そういう中で権限移譲を受けることによって、更に人材の確保が難しくなるのか、逆に有利になるのかといったことは、私もずっと考えていますがまだ見えてきません。そういったことも全て頭に入れながら進めていかないと、人材の取り合いになっていくだけで、マイナス面が出てきてしまうようなことになってしまうと思いますので、十分に課題を話し合っただきたいと思っています。

【山本委員】 教育以外では、3市で取り組んでいることはあるのですか。

【網中教育政策課長】 中河内広域圏というものがあり、教育以外では、例えば生駒山麓を横断する合同ハイキング等を東大阪市、柏原市と共に実施したりしておりますし、それ以外にも東大阪市、柏原市とは広域連携の中、様々な施策等を実施しているところがございます。

【山本委員】 そういうことも参考にできるということですか。

【網中教育政策課長】 3市の連携については、教育委員会だけではできないこともございます。ですから、これまで市長部局等が中心に行ってまいりました中河内広域という考え方も踏まえながら、そのノウハウも活かして十分に調整を行いながら進めていく必要があると考えています。

【中原教育長】 課題をできる限り出しきって、それを精査していくという過程が必要だと思っていますが、例えば、教職員の過員の問題を解消していくことは、小規模な自治体

だけではできないということがありました。これまで大阪府で過員になったときは、大阪府域全域を挙げて、あるいは近隣にも協力を求めて過員を解消していくということを行いました。大規模でないとできないこと、小規模でこそできることもあると思います。

また、採用については、いい教職員に来ていただこうと思うと、市として良い面を出さないといけませんので、学校や市が「こんな特色を持っているのでぜひ来てください」と言える特色作りを更に推進しなければならないでしょうし、今はいろんな教育システムがありますので、そういうシステムもできるだけ発信していく必要があるだろうと思います。

人事権の内容によっては、例えば異動についてはこれまでも大阪府に内申を上げるという事務をしていますので、単独で判断していけるとと思いますし、管理職選考においても、例えば市の職員や民間の方を活用していくといったように小回りのきいた対応ができると思います。また、既に中核市では行っていることですが、初任者研修や10年研修等の法令で定められた研修も自前でやっていかなければならないということもある一方で、懲戒については市で判断できると思います。このように、既に行っている業務の延長でできる業務と新たに生じる業務の課題を出して、その解決方法や、八尾市としてのしっかりした方針、考えを持って前へ進まないで足元がぐらついてしまうこととなります。

今のところ学級編制や教員定数は市独自では変えられませんが、人事権を持つことで小回りのきいた運用ができるようになることはあると思います。その一方で、責任は大きくなりますし、様々な課題が出てくると思います。将来を見通して議論していく必要があるだろうと思っています。

【百瀬委員長職務代理者】 市で採用するという事は、市の職員としての採用になるわけですか。

【網中教育政策課長】 まだ詳細は詰まっておりませんが、人事権が市に移譲されるということをお考えですと、採用に関しては市の採用となるのではないかと思います。

【百瀬委員長職務代理者】 「教員人事権」といえば教育委員会だけで話が進むように捉えられますが、「市の職員の採用」となると、市長部局とも十分に連携をとりながら進めていくことも大事になると思います。そのような中で、今後プロジェクトチーム等を組みながら進める考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

【岡村教育次長】 先般、市長部局との協議が行われまして、その中で、地方分権の流れの中、教育人事権についても移譲を積極的に受けていく方向で、3市で協議・連携して検討していこうということが確認されました。こういった中、事務局としましても、当然、実務レベルではこの間市長部局を含めて情報交換はしておりますが、教育委員会の見解やご意見を受けて、3市との協議・検討に入ってまいりたいと考えております。

【百瀬委員長職務代理者】 八尾市における教育課題に対して、専門性の高い職員を独自に採用していくといった方向性をしっかりと考えながら、十分に検討していただきたいと思いますので、再度お願いしておきます。

【安藤委員】 権限移譲を進めるに当たっては、財源の問題がついてまわるのではないかと危惧しますが、その点はいかがですか。

【岡村教育次長】 その点につきましては、今後どのような展開を見せるかが不明確なところがたくさんございますが、少なくとも市職員となれば、当然人件費の負担が必要になってまいります。現在のところ、市町村立学校職員の給与等につきましては、義務教育費国庫負担法の規定により、国と都道府県が1対2の割合で負担しております。この規定がそのままであれば、採用を市で行ったとしても人件費については引き続き国と大阪府で負担していただくこととなります。法律の改正があって、市町村に財源も併せて移譲されることになれば、例えば、行政職の職員と同じような取扱いになろうかと考えられます。

【篠原委員長】 権限移譲については、先程からいろんな問題やメリット・デメリットも指摘されました。そういったことをこれからもっと詰めていく必要があると思います。北摂の話は以前から聞いておりましたが、中河内の3市連携の問題も急に出てきた話です。ですから、3市の教育長が会合を重ねたり、3市の教育委員会が合同でプロジェクトチームをつくったりして、この問題を検討していかなければならないと思います。

給与等の金銭的な問題もありますが、人事面では、一番の課題は採用です。私もその業務に携わったことがあります。現行の採用試験は、筆記試験の問題は大阪府も大阪市等の政令市も一斉に同じ問題で行っておりまして、面接試験からは政令市は分かれています。権限移譲を受けた場合の具体的な業務の内容がどのようになるのかはまだ分かりませんが、教員人事については、免許を持つ人が減ってきていて、競争率も小学校では3倍を切るなど、将来的にあまり明るくないような問題もありますので、検討に検討を重ねて、拙速ではなくじっくりと事に当たるようによろしく願いしておきたいと思っております。

【中原教育長】 今は廃止されてしまいましたが、中河内では、10年程前までは中河内教育振興センターが設置されており、当時は地域の人事担当として管理主事が配置されて広域異動や管理職の一次選考、過員・欠員の調整といった業務を行っていました。そのような関係で、今でも人事面や指導面で3市の交流をしているという現状があります。それぞれの市にはそれぞれの考え方があると思いますが、中河内としてはそのような歴史があります。20年近く前は松原市も中河内に入っていたという経緯もあります。また、行政では様々な分野で互いに連携していて、東大阪市は大東市等と、柏原市は羽曳野市や藤井寺市等と協定を結んでいたりしますので、そういったことも含めて互いに相談しながら進めていかなければならないと思います。

【百瀬委員長職務代理者】 行政職だけで進めるのではなく、教育現場の校長会や教職員の声、また子どもたちや保護者の声をまとめ上げていくことも含めて、検討に検討を重ねてよい方向にもっていくように考えるべきだと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

【岡村教育次長】 教職員の身分は、現行は大阪府の職員でございます。これが、人事権が市町村に移ることになると市の職員ということになりますので、教員個人にとりましては大きな身分上の変更につながることであると思います。当然、これについては教職員組合等からも色々と意見があると思われま。そういった課題も踏まえてこの問題については慎重に対応していく必要があると考えております。

単に権限だけを移譲されても、財源の移譲が為されないと、市町村としては業務ができないわけですので、そういったことも踏まえて慎重に検討し、また3市で協議をしてまいりたいと考えております。

【篠原委員長】 よろしくお願ひしたいと思ひます。

まだこれから意見を出していかなければならないと思ひておひますが、今日のところはこれでおきたいと思ひます。今回の件については、市長部局とも連携しながら検討を一層深めて進めていただきたいとお願ひしておきます。

それでは、委員の皆様方、他に何かございませんでしょうか。

事務局から何かございませるか。

なければ、以上をもちまして5月定例教育委員会を終了いたします。

なお、会議録署名委員の指名でございますが、山本委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

(署名) 篠原委員長

山本委員
